

「公営住宅における暴力団排除」の実施状況について

(調査結果のポイント)

1. 調査対象

公営住宅を管理している1,742事業主体（地方公共団体）すべてを対象に実施。回答率は100%。

2. 調査時点

平成19年12月3日現在

3. 調査内容とその結果

(1) 暴力団排除の実施状況

公営住宅から暴力団を排除するための措置（※）を実施している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。（括弧書きは実施予定を含んだ数値である。）

都道府県 68.1%（95.7%）

政令市 76.5%（100.0%）

市区町村 17.0%（40.5%）

※公営住宅から暴力団を排除するための措置とは、次のいずれかである。（重複回答を含む。）

①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載

②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させる

③暴力団員は入居できないことについて条例制定（改正）済み

(2) 条例の制定（改正）状況

条例制定又は改正により公営住宅からの暴力団排除を実施している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。（括弧書きは実施予定を含んだ数値である。）

都道府県 42.6%（87.2%）

政令市 41.2%（88.2%）

市区町村 5.6%（29.8%）

(3) 暴力団員であることが判明した事例（平成19年6月1日以降）

新規入居者については7例、既存入居者については32例判明。

(4) 警察との連携状況

公営住宅から暴力団員を排除するために警察と連携している事業主体の割合は、都道府県、政令市において高くなっている。都道府県等別のそれぞれの実施割合は以下のとおりである。（括弧書きは実施予定を含んだ数値である。）

都道府県 57.4%（93.6%）

政令市 41.2%（82.4%）

市区町村 7.8%（19.7%）

1. 調査対象

全事業主体

2. 事業主体数（及び平成17年度末管理戸数）

1, 742事業主体（2, 191, 875戸）

（内訳） 47都道府県（933, 750戸）

17政令市（385, 954戸）

1, 678市区町村（872, 171戸）

（注）平成19年5月25日に発表した「公営住宅における不法行為等の防止に関する調査結果について」では、1, 746事業主体であったが、その後の市町村合併により事業主体数が減少。

3. 調査時点

平成19年12月3日現在

4. 調査内容

（1）暴力団排除の実施状況

（2）条例の制定（改正）状況

（3）暴力団員であることが判明した事例

（4）警察との連携状況

（5）暴力団排除の方針を検討するにあたり、その契機等となった暴力団員による不法行為等があれば、その概要

5. 暴力団排除の実施状況

（上段（ ）書きは実施予定を含んだ数値である。）

（1）公営住宅から暴力団を排除するための措置を実施している事業主体

	実施事業主体数	事業主体数に占める割合	管理戸数（戸）	管理戸数に占める割合
都道府県	（45）	（95.7%）	（915, 800）	（98.1%）
	32	68.1%	769, 256	82.4%
政令市	（17）	（100.0%）	（385, 954）	（100.0%）
	13	76.5%	289, 376	75.0%
市区町村	（680）	（40.5%）	（488, 643）	（56.0%）
	285	17.0%	219, 063	25.1%
全体	（742）	（42.6%）	（1, 790, 397）	（81.7%）
	330	18.9%	1, 277, 695	58.3%

（注）次のうち、いずれかを実施している事業主体の数である。

①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載

②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させる

③暴力団員は入居できないことについて条例制定（改正）済み

(2) 公営住宅からの暴力団排除の措置別実施状況

(以下の①から③について、重複回答している事業主体もある。)

①募集パンフレット等に暴力団員は入居できない旨を記載している事業主体

	実施事業主体数	事業主体数に占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に占める割合
都道府県	(43) 26	(91.5%) 55.3%	(898,837) 704,861	(96.3%) 75.5%
政令市	(16) 11	(94.1%) 64.7%	(379,891) 235,033	(98.4%) 60.9%
市区町村	(478) 220	(28.5%) 13.1%	(388,236) 187,247	(44.5%) 21.5%
全体	(537) 257	(30.8%) 14.8%	(1,666,964) 1,127,141	(76.1%) 51.4%

②入居手続きにおいて、暴力団員ではないことを確約する書面を提出させている事業主体

	実施事業主体数	事業主体数に占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に占める割合
都道府県	(37) 22	(78.7%) 46.8%	(796,827) 604,612	(85.3%) 64.8%
政令市	(14) 10	(82.4%) 58.8%	(359,540) 240,887	(93.2%) 62.4%
市区町村	(302) 140	(18.0%) 8.3%	(292,466) 135,979	(33.5%) 15.6%
全体	(353) 172	(20.3%) 9.9%	(1,448,833) 981,478	(66.1%) 44.8%

③暴力団員は入居できないことについて条例を制定(改正)している事業主体

	実施事業主体数	事業主体数に占める割合	管理戸数 (戸)	管理戸数に占める割合
都道府県	(41) 20	(87.2%) 42.6%	(816,625) 613,391	(87.5%) 65.7%
政令市	(15) 7	(88.2%) 41.2%	(353,185) 187,843	(91.5%) 48.7%
市区町村	(500) 94	(29.8%) 5.6%	(368,854) 68,423	(42.3%) 7.8%
全体	(556) 121	(31.9%) 6.9%	(1,538,664) 869,657	(70.2%) 39.7%

(暴力団排除にかかる条例の規定内容)

	暴力団排除条項		明渡請求条項	
	事業主体数	実施事業主体に占める割合	事業主体数	実施事業主体に占める割合
都道府県	20	100.0%	19	95.0%
政令市	7	100.0%	7	100.0%
市区町村	93	98.9%	77	81.9%
全体	120	99.2%	103	85.1%

6. 暴力団員であることが判明した事例について（平成19年6月1日以降）

（1）新規入居者について

①新規の入居を拒否した事例

6事業主体 6例

②その他警察の協力を得て対応した事例

1事業主体 1例

③上記①及び②についての対応実績等

- ・入居申込者及びその同居人について、暴力団員であるかについて警察に照会した結果、暴力団員であることが判明したため入居決定しなかったもの。（宮城県、石川県金沢市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、山口県、香川県高松市）
- ・警察からの事前の情報提供で暴力団員と把握していたが、入居相談時に通常の入居要件を満たしていないため同居は認められない旨を説明したもの。（愛知県吉良町）

（2）既存入居者について

①既存入居者で暴力団員であることが判明した事例

22事業主体 32例

②上記①についての主な対応実績等

- ・不正入居していたため明渡請求訴訟を提起。その後自主的に退去済み。（兵庫県神戸市）
- ・入居していた暴力団員が第三者に不正に転貸していた。その後職員の説得に応じ自主的に退去済み。（和歌山県田辺市）

- ・暴力団事務所として使用されていたが明渡請求により退去済み。（高知県南国市）
- ・家賃滞納者に対する明渡請求手続き中に暴力団員と判明。現在は退去済み。
なお、明渡請求の直接の理由は家賃滞納である。（福岡県）

7. 警察との連携について

（１）公営住宅から暴力団を排除するため警察と連携している事業主体

（上段（ ）書きは協議中を含んだ数値である。）

	実施事業主体数	事業主体数に占める割合	管理戸数（戸）	管理戸数に占める割合
都道府県	(44) 27	(93.6%) 57.4%	(905,667) 672,725	(97.0%) 72.0%
政令市	(14) 7	(82.4%) 41.2%	(324,163) 163,338	(84.0%) 42.3%
市区町村	(330) 131	(19.7%) 7.8%	(293,325) 108,261	(33.6%) 12.4%
全体	(387) 165	(22.2%) 9.5%	(1,523,155) 944,324	(69.5%) 43.1%

（２）上記（１）のうち、主な連携内容

- ・入居決定の際に、新規入居者及び同居者が暴力団員であるかの照会をすること等について、協定書等を締結。
- ・定期的な協議の場（行政対象暴力対策連絡協議会等）を設置。
- ・暴力団員との対応方法についての相談及び必要に応じて現地同行。

8. 暴力団排除の方針を検討するにあたり、その契機等となった暴力団員による不法行為等の概要

- ・入居者が銃刀法違反容疑等で逮捕されたことが判明したため。
- ・入居者が恐喝容疑で逮捕されたため。
- ・公営住宅における立てこもり発砲事件があったため。
- ・暴力団員風の入居者による迷惑行為があったため。
- ・暴力団員射殺事件に一般住民が巻き込まれたため（公営住宅とは無関係）。
- ・暴力団員射殺事件等の内部抗争があったため（公営住宅とは無関係）。